

## 答 申 書

(答申第4号)

平成17年9月1日

### 1 審査会の結論

上川支庁が発注する農業農村整備事業に関して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち本庁59番の4、122番の一部、124番の一部、126番の6及び150番の一部の文書を不存在としたことは、妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、公正取引委員会による平成12年5月15日付け勧告書（平成12年（勧）第7号及び同第8号）に関して上川支庁が発注する農業農村整備事業に係る農業土木工事の施工業者等に対して独占禁止法の規定に基づき行われた審査の際に公正取引委員会から提出命令を受けた関係書類一式のうち農政部関係分（以下「本件資料」という。）である。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

ア 本件資料は、平成11年10月20日、上川支庁が発注する農業農村整備事業に関し、公正取引委員会の立入調査の際に提出を命ぜられたものであり、その後、平成14年4月11日に、同委員会から還付されている。

イ 本件資料は、ロッカーや机などに入っていたもので、形態としてはファイリングされていたもののほか、封筒にバラ入れのものやクリップ止めのものなどで、その種類も発注目標額を記載した調整表、再就職に関する資料、企業からの人材要請書、個人の執務参考資料、職員録等の冊子、刊行物、メモ、個人の手帳・ノートなど多種多様なものであった。

ウ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件資料174件の内容を点検し、公文書125件、補助的文書55件及び私物29件（174件の文書には様々な文書が存在することから、文書を細分類したものがあつたため、分類後の件数は174件とは一致しない。）に分類した。

なお、本件資料には、決裁・報告等の手続を経て管理されているものはなかつたが、実施機関は実質的に組織共用の状態にあつたと考えられるものを公文書と分類した。

エ この分類をもとに、実施機関は、平成14年6月4日、公文書と分類されたものについては開示ないし一部開示決定処分を、補助的文書及び私物に分類されたものについては不存在通知（以下「処分」という。）を行つた。

オ 異議申立人は、この処分のうち補助的文書27件及び私物1件について、実施機関として管理していないことを理由に不存在としたことに対し、平成14年7月3

1日付けでその取消しを求めていたが、平成16年4月14日付けで、実施機関に対し異議申立ての一部取り下げの旨の書面を提出した。

これを受けて、実施機関は、当審査会に対して、平成16年6月2日付けで、諮問の一部を取り下げの旨の書面を提出した。

カ 当審査会は、異議申立人が異議申立ての一部取り下げ後も本庁59番の4、122番の一部、124番の一部、126番の6及び150番の一部の文書（以下「本件文書」という。）について、実施機関として管理していないことを理由に不存在としたこと（以下「本件処分」という。）の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性（公文書の該当性）について

ア 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第2条第2項は、「公文書」について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいうものと解される。

イ 実施機関は、本件文書について、

①企業からの職員の割愛希望への対応や年齢別適任者をメモした作業用の資料

②関係団体からの要望書の写し、それに対する回答要旨の写し

③過去の割愛申請企業、人事に関する統計資料、覚書の写し、勸奨退職者名簿の写し

④就職相談に関するメモ、業界団体からの電話メモ

をそれぞれ職員が自己の執務の便宜のために保有していたもの

⑤紳士録購入のトラブルに関する文書

を前任地において執務の参考に収集したものを異動後も職員が自己の執務の便宜のために保有していたもの

として、実施機関として管理していなかった旨主張する。

ウ そこで「実施機関が管理している」ことの意義を検討した上で、本件文書について、条例上の公文書であるかどうかについて判断することとするが、既に本件文書の一部については、北海道情報公開審査会が平成15年5月29日付けの答申第59号（以下「既答申」という。）において、「条例でいう公文書に該当するものは、実施機関が管理しているものであり、そのためには組織共用されていることが要件となるものと考えられ、決裁、報告等の手続が外形的に省略されているものでも対象公文書となるものと解される一方、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみ利用し、組織としての共用を予定していない自己研鑽のための研究資料、備忘録、雑誌や新聞のコピー等、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まる決裁文書の起案前の文書や当該文書を作成

するために使用したフロッピーディスク等のような職員が職務を執行する過程において作成した事務処理上の補助的な文書又はこれに相当するものは含まれないものと解される。」「どのような状態にあれば組織共用されているものといえるかということについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用状況、保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。」としているところである。

エ 当審査会としては、以上のことを踏まえるとともに、判断に当たって、公正取引委員会から還付を受けた実施機関が、異議申立てがあったことなどから暫定的に本件文書を預かっていたので、当該文書の提示を求め、審査会において見分した。

(ア) 本件文書の概要及び主な内容

①本庁 59 番の 4 の文書について

本件文書は、「OB 関係」と手書きされた A4 版の北海道の公用の封筒に、実施機関が公文書として開示した 59 番の 1～3 の文書とともに収められていた。

この文書は、「H10 再就職関係作業表」と題する文書で、再就職に関する検討作業表であり、また企業からの職員の割愛希望への対応や年齢別適任者をメモした作業用の資料であり、職員が正式文書と重複する当該文書の写しを自己の執務の便宜のために利用する目的で保有していたものと考えられる。

②本庁 122 番の一部の文書について

本件文書は、背表紙に「陳情・要望」と手書きされた A4 版のフラットファイルに綴られていたもので、「道政懇話会等の執務参考資料」と題する文書に「道政懇話会・移動政調会コメント（案）」とともに綴られていた。

異議申立人は、このうち、関係団体からの要望書の写しとそれに対する回答要旨の写しを公文書として開示すべきと主張するが、これら文書は、職員が正式文書と重複する当該文書の写しを自己の執務の便宜のために利用する目的で綴じ込んでいたものと考えられる。

③本庁 124 番の一部の文書について

本件文書は、表紙に「OB 関係」と手書きされた A4 版のフラットファイルに綴られていたもので、「退職予定者に関する参考資料」と題する文書に「職員名簿の写し」とともに綴られていた。

この文書は、過去の割愛申請企業、人事に関する統計資料、覚書の写し、勸奨退職者名簿の写しであり、職員が正式文書と重複する当該文書の写しを自己の執務の便宜のために利用する目的で綴じ込んでいたものと考えられる。

④本庁 126 番の 6 の文書について

本件文書は、A4 版のクリアホルダーに、実施機関が私文書と判断した 126 番の 7 の文書とともに収められていたもので、公文書として開示した 126 番の 1～5 の文書を収めたクリアホルダーとともに保有されていた。

この文書は、「雑多な執務参考資料」として、就職相談に関するメモ、業界団体からの電話メモであり、職員が職務を執行する過程において作成した事務処理上の補助的な文書を自己の執務の便宜のために保有していたものと考えられる。

⑤本庁 150 番の一部の文書について

本件文書は、背表紙に「業界指導」と手書きされた A4 版のフラットファイル

に綴<sup>つづ</sup>られていた。

その中身は、ファイルに綴られた部分（以下「本体部分」という。）と、それとは別に「4月14日〇〇氏引継用」と手書きされたA5版の北海道の公用の封筒に収められ、封筒ごとファイルに挟まれていた部分（以下「別封部分」という。）とに区分できる。

本体部分には、「工事施工業者の動向」や新聞コピーなどがともに綴られていた。

異議申立人は、このうち、「紳士録購入のトラブルに注意しましょう」と題する文書を公文書として開示すべきと主張するが、この文書は、紳士録発行業者が管理職員に対し、紳士録への氏名、経歴等の掲載とその購入を強く求めるケースが多く、トラブルがあったことから、被害にあわないよう注意を促す文書であり、庁内会議等で配付されたものを職員が取得し、綴<sup>つづ</sup>じ込んでいたものと考えられる。

なお、本庁150番の文書については、異議申立人は異なるものの、既答申において、その全文書が公文書に該当しないとの判断がなされているところである。

#### (イ) 本件文書についての判断

本件文書を見分した結果、多様な内容のものが混在しており、職員が個人的に執務の参考等のために作成又は取得したものを、ファイルに綴じ込め、あるいは別封として挟められていたものと思われる、このようなものが組織共用されていたとは、考えられないものであった。

このことから、本件文書は、実施機関の職員が自己の執務の便宜のために保有していたもの又は、実施機関の職員が前任地において職務を執行する過程で作成、収集した事務処理上の補助的文書で、当該職員が新任地に異動した後においても執務の参考資料として保有していたものであるとする、実施機関の主張に不合理な点はないものと認められる。

これらのことから、本件文書は、実施機関が管理していたものとは認められず、条例で定義する公文書には該当しないものと解され、したがって、本件処分は、妥当であると判断する。

#### オ 異議申立人の主張について

異議申立人は、道職員が執務の参考に作成した資料等は道の公務のために作成されたものであり、公務のために職員が管理しているのであれば道が管理していたといえるので、本件文書を不存在としたことは不当である旨主張するが、エで述べたとおり本件文書は実施機関が管理するものではなく、条例で定義する公文書に該当しないものであることから異議申立人の主張は採用できない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 8 月23日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書）の提出
平成14年 8 月27日	○ 新規諮問事案の報告
平成14年 9 月11日 （第48回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成14年11月26日 （第二部会）	○ 審議
平成14年12月 9 日 （第二部会）	○ 実施機関から「公正取引委員会から還付された資料の点検結果」と題する書面の提出 ○ 実施機関から対象文書についての説明を聴取
平成15年 3 月25日 （第二部会）	○ 審議
平成15年 4 月 8 日 （第二部会）	○ 審議
平成16年 6 月 2 日	○ 実施機関から関係書類（①諮問の一部取下書、②異議申立取下書の写し、③諮問取り下げの概要）の提出
平成16年 7 月12日 （第二部会）	○ 審議
平成16年 9 月 2 日 （第二部会）	○ 審議
平成16年11月25日 （第二部会）	○ 審議
平成17年 5 月27日 （第1回審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成17年 6 月27日 （第三部会）	○ 審議
平成17年 7 月25日 （第三部会）	○ 審議
平成17年 8 月25日 （第三部会）	○ 審議
平成17年 8 月30日 （第4回審査会）	○ 答申案審議
平成17年 9 月 1 日	○ 答申